町のあゆみ

発行所
京都府乙訓郡向日町大字向日小字南山三番地
向日町役場
(電話向日町18・218番)
編集
向日町役場総務課
印刷所
京都市東山区本町二丁目
富浪文華堂
電話祇⑥3459番

国勢調査終る

昭和30年10月1日現在

のびゆく向日町
五年間に一割増
人口は一、〇五〇六人

十月一日午前零時現在を期して全国一斉に行われた国勢調査には、調査員の方々は勿論書様の絶大なる御理解と御協力によりまして無事調査を完了し、調査員から持参された調査票を次々と検査し推計しましたところ、向日町の人口は、次のように昭和二十五年国勢調査人口より増加していることがわかりました。勿論この数字は正確な数字ではなく概数でありますが、年々向日町の人口は漸増の傾向にあることがわかります。

近く総理府統計局において正確な計算器によつて確実な数字として発表されることでしよう。

これを昭和二十五年国勢調査世帯数人口と地区別に見ますと次の通りであります。(表1)

このようにして向日町の世帯数は年々増加し、今回の国勢調査で判るように五年間に約一割の増となり、京都市を除く府下市町村では一番増加率が高いように云われています。又この向日町からどれだけの人が向日町外で働いておられるかを調べて見ますと、次のような数字になり、私達の町の勤労者の大半は遠く大阪京都方面に通勤されていることがわかります。(表2)

(図 1)

地区別	世帯数 昭和五年	昭和三五年	人口 昭和五年	昭和三五年
物集女	一三四	一三八	七二〇	七二七
寺戸	八四三	九四七	三、八八	四、二九九
森本	一六四	一七九	八一七	八二一
鶏冠井	一七七	二八	九四四	一、一七一
向日	二〇五	二三五	九三五	一、一三五
西向日	三二一	三二四	八七七	九八八
上植野	二六八	二九〇	一、二三四	一、二八七
合計	一、九九二	二、三五九	六、四二六	一〇、五〇六

(図 2)

向日町より他町村への通勤者　昭和30.10.1現在

男女別＼市町村別	大阪市内へ	大阪府下市町村へ	京都市内へ	京都府下市町村へ	神戸市内へ	兵庫県下市町村へ	その他県内へ	計
男	443	102	671	136	11	15	10	1.388
女	69	52	255	87	0	4	6	473
計	512	154	926	223	11	19	16	1.861

全町勤労者数　3.768人

乙訓郡町村合併問題の経過について

町村合併促進法が昭和二十八年十月一日施行されて以来ちようど三ケ年になります。有効期間は昭和三十一年九月三十日までゝありますが、施行当時政府の目標である三千三百七十三町村に減少せしめる基本計画に対し、なお一千に近い未合併町村があり、政府は今後何等かの措置を講じて強力に合併を行うとするかも知れないが、しかし町村合併に対しては強権を用いるようなことがあつてはならない、今日までの合併についても政府や都道府県は相当の無理を行つている。そのため今日に至つて全国に相当数の合併町村に分村問題が起つている、今後なるべく良識に基いて合併を行うことを希望するが、しかし無理な合併はやはり避けた方がよいと思う。

乙訓郡においても関係町村長、同議会議長、議員等で構成された乙訓郡町村合併促進協議会が本年二月発足して以来、これが推進についてたびたびの会合を重ね合併後における五ケ年計画を作成して新町建設の基本方針たる産業都市、住宅の建設、市制の実現等について意見をかわし、或は府下合併町村や未合併町村などの実情を具さに調査し、更に本町において組織せられた向日町町村合併促進協議会は他府県における合併によつて効果を挙げた町村、合併後困難を感じつつある町村等に照会してその実例を参考として、しんけんに検討したのであります。

町村合併の方針としては本町発刊『町のあゆみ』第二号町村合併のはなし』に詳細申し上げた通りでありまして、小規模町村の合併によつて町村の能率を発揮せしめその運営を合理的ならしめて地方自治の基礎を強化し、将来の自治の経営に全きを期すると共に、国や地方を通ずる行政を合理化する基礎を固めるのが目的でありまして、たゞ単に目前の利害や従来の感情とか、或はゆきがかりにとらわれることなく行政の進展に応じて真に住民の福祉を恒久的に向上することを期さねばならぬのでありますが、しかしこれが合併に際してはどこまでも住民の総意によつて合併が行われるように留意して苟も強制的合併の印象を与えるところのない様にしなければならぬと思います。

本町におきましては地元議員各位の御報告並に本町政の補助機関として常に民意の把握につとめ町民の声を町行政に反映せしむべく間断なく連絡を頂いている各区代表者の方々の御参集をもとめて協議会を開き、現在合併によつて効果を挙げている町村、合併後困難しつゝある町村の実情を誤明して意見を求つておりますが、今後之が推進につき具体的な検討をなし住民多数の意見を尊重して行き度く存じています。

議会
九月定例議會から

去る九月二十二日午後二時から向日町役場会議室において定例町議会が招集され、次のようにそれぞれ可決又は承認せられました。

一、向日町々税条例の一部を改正する条例

▲納期限後納付する税金で昭和三十年八月一日以降の分については、延滞金が一日百円に付三銭に改める。

▲法人均等割が賦課徴収から申告納付に改正された。

▲町民税の個人申告書は給与所得者及所得税の確定申告書を提出した者に対しては、申告の義務がなくなつた。

▲扶養親族中の不具者がある場合には、扶養控除の外に不具者控除として五〇〇円を控除する。

▲給与所得者で給与以外の所得を有する場合に、これを合算して特別徴収できるよう改正された。

▲固定資産の評価額が三ケ年間据置かれることになつた。

▲たばこ消費税の税率が百十五分の十から百分の九に引上げられた等の改正が可決された。

二、京都信用保証協会に加入承認方について

▲本町商工業の発展を期する為、京都信用保証協会に加入承認を得、中小企業者の金融施策を講ずることゝなつた。

三、昭和三十年度向日町第三回歳入歳出追加更正予算

▲追加更正の主なものは物集女事務所、寺戸青年会場修理助成金、京都信用保証協会損失補償寄託金、栄養売渡推進協議会費その他の経費等として五七二、九〇〇円が追加計上されたもので原案通り可決された。

四、公平委員会の委員選任同意について

▲公平委員竹原告次氏は任期満了したので、同氏の再選について議会に諮り同意を得たものである。

五、町道路廃止について

▲上植野小字御塔道一八番地の一地先町道第十一号線延長七米は不要道路として廃止することに認定された。

六、一時借入金をなすの件

▲水道事業資金として起債借入金六百万円の承認を得たので、つなぎ資金として大蔵省資金運用部より一時借入について承認することに決定した。

七、向日町固定資産評価委員会の委員の選任について

▲委員清水仙太郎氏は昭和三十年八月十日付を以て辞任せられたので後任委員として、鎌田与一郎氏の選任について議会に諮り同意を得たものである。

八、住宅地買収寄託金処理方資料並に昭和二十九年度歳出歳入決算報告方について

▲柴田恕平議員より動議提案採択され住宅地買収寄託金処理については、予算書決算書その他これに対する経過について詳細理事者より説明があつた。

婦人會だより
向日町婦人会
山本静

向日町婦人会も戦後再編成を行つてからまだ僅かな年月をけみしたに過ぎませんが、関係当局の御援助、御指導を得、加うるに会員皆様の御協力を得ましてこゝに堅実な歩みを続け、今日では会員数も千人近くなり七地域に各支部をもち、それぞれ歩調を一つにして婦人の教養向上の為に努力致しております。

学校給食室もこの程町当局、学校の御理解のもとに実習できる様になり嬉しく存じて居ります。

新に又色々と料理器具をも買つていたゞきました事を会員の皆様にお知らせ致します。

今後も毎月栄養経済の点を中心にした料理講習会を推進してゆきたいと存じて居ります、何卒一人でも多く御参加下さる様にお願い申上げます。

一般家庭に具現し得る実用的な料理講習会を開きたいと存じます。

各町村でも結婚簡素化を実施されておりますが、当町婦人会でも去る十月二十八日学校で映画「心の請願」義賞後青年団、婦人会共々話し合いをもちました。結婚簡素化を実施するにも町全体の人々で話し合いを持つて皆様の納得のいく線で簡実に改革して行きたいと存じます、近い将来良い結果を得ると確信しています。

どんなよい事を計画しても砂上の楼閣にならぬ様あくまで皆様の与輪を反映したものでありますよう願つております。

私達の住む地域社会を私達婦人の手で一致団結して明るい住みよい町を打ち建て、根強くある因習迷信を打破しましよう、一人の力ではなかなか〈効果があがりませんが、婦人会等の様な組織された団体の力で……今年も後数日で暮れて行きます。いたずらに月日をけみして今日に到りましたことを、お詫び申上げます、来年こそ増々婦人の教養の開拓、生活の合理化に一段と御精進されるよう切望致します。

お目付役
検察審査會とは

検察審査会法が昭和二十三年七月十二日公布され即日施行になり、これに必要な規定が制定されて全国の地方裁判所の所在地に設置されております。

この検察審査会の委員はどんな方法でどんな人が選ばれるかと申しますと、毎年十二月二十日頃までに、抽籤で候補者名簿が確定されますので、その基本選挙人名簿に登録された方の番号を以て抽籤器により公開抽籤し、出た数字をもつて本町より第一候補予定者として三名、第二候補予定者として三名をそれ〈選定報告しそこで検察審査会においては、第一候補予定者のみによる再抽籤をなし適格者を検察審査員として任命することになるのです。くじに選定された検察審査員の任期は六ケ月となつており、審査会ではくじが三ケ月ごとに行われますからいつでも検察審査会は十一名で男女何れになるかわかりません。

このようにして選ばれた検察審査員はどんな仕事をするかと申しますと、これは警察や検察官の目付役のような仕事で人が恐喝や暴行やその他どんな犯罪でも人権が犯された場合その犯人を警察や検察官に告訴するが、調べによつては犯人は起訴されないことがあります。その時はこの検察審査会に申し出て審査会で調査し起訴すべきものであれば検察官に通知するもので審査会の通知されたものは必ず起訴され裁判を受けることになります。

このようにして審査会は検察官や犯人や申立人などを呼んで事情を調べたり調査をするのが検察審査会の仕事であります。

そこで毎年本町選挙管理委員会では抽籤で候補者予定者を出し予定者名になつた方々に御通知申上げていたのです、ところがこの審査会制度がよく御理解ない為びつくりして辞退される方が時々あります。辞退は法で定められている方以外は、することが出来ない事になつているのです。

この制度により毎年基本選挙人名簿が確定され、十二月二十日後本町より数名の候補者予定者が選び出されることになつており、どなたがこの候補者に当るか判りませんので充分この点御理解下さいまして万一抽籤で選び出された方に通知が参りましたら直ちに町選挙管理委員会に御出で下さいましてお尋ね下さるようお願い申し上げます。

工業調査始まる
十二月三十一日現在

この統計調査は毎年行われて居りますが、対象はすべて製造業とし、本年は特に五年毎の大きな調査の五年目になりますので特に製造業者各位の御協力をお願い致します。

尚本調査は日本の工業の実態、中小企業の実態を把握し、諸施策を推進発展に大いに役立つものとして重要なものであります。

十二月中旬調査用紙配布、調査員が説明致しますので何分宜敷くお願いします。